

市税などの滞納に対する取り組み

財源と公平性を確保

市では、市民サービスを行うための財源の確保、納期限までに納付している市民との公平性保持を目的に、市税などの滞納者に対し、財産の差し押さえを行っています。今回は滞納の現状や滞納解消に向けた市の主な取り組みをお知らせします。

滞納を減らすために

市民の皆さんが納付している市税などは、福祉や保健、教育など、さまざまな市民サービスを維持する上で欠かせない財源です。滞納は、財源の不足を招くことから、市民生活に支障をきたします。また、納期限までに納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。

また、督促状の送付や催告で納付を促しても納付されない場合や

納付が困難な場合は

病気や失業など、やむを得ない状況は表①の通りです。

完納の見込みが立たない場合は、財産の差し押さえを行います。主な対象は預貯金、給与、生命保険、不動産などです。市では今後、差し押さえるの対象となる財産に普通自動車や軽自動車も含める予定です。

理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な場合は、生活状況などを聞き取り、徴収を猶予する制度を設けています。納付が困難な場合は、必ず納期限内に納税課に相談してください。

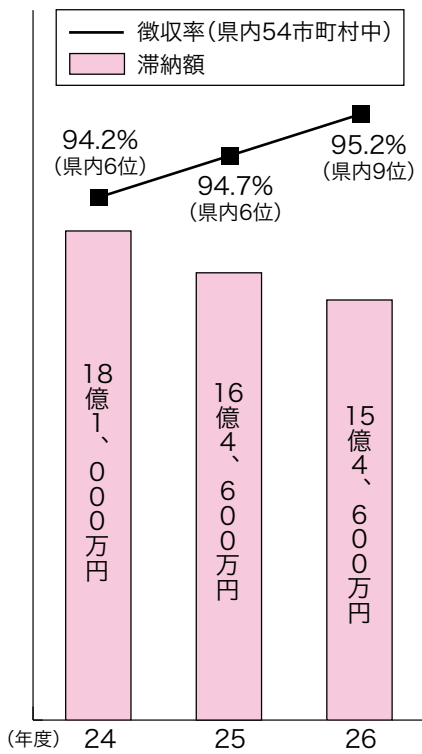
猶予制度が改正

地方税法の改正に伴い、市税などの地方税に係る猶予制度が改正されました。猶予制度の概要は表②の通りです。

これまで市長の職権のみで行うこととなっていた「換価の猶予」が、納税者からの申請によっても行うことができるようになります。換価とは、差し押さえた財産などを金銭に換えることです。

これらの改正は、平成28年4月1日に施行されます。猶予制度については、市町村ごとに取り扱いが異なる場合があります。※くわしくは納税課(☎20・1519)へ。

図① 徴収率と滞納額の推移(市税)



表① 差し押さえ件数

項目	24	25	26
不動産	52	79	58
預貯金	466	532	599
給与	46	64	143
国税還付金	13	18	4
そのほか	93	122	185
合計	670	815	989

表② 猶予制度の要件など

	要件	そのほかの条件など
徴収の猶予 [納税者の申請]	次のいずれかに該当し、納付できないと市長が認めるとき。 ・災害、盗難、病気など ・事業の休廃止など ・賦課決定などの処分の遅延	・猶予期間は1年以内(最大2年以内で延長可) ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要
換価の猶予 [市長の職権]	次のいずれかに該当し、納税について誠実な意思を有すると市長が認めるとき。 ・事業継続、生活維持が困難 ・猶予することが徴収上有利	
新設 [納税者の申請] 申請期限=納期限から6カ月	一時納付することにより事業継続、生活維持が困難となる恐れがあり、納税について誠実な意思を有するとき。(ほかに地方税の滞納がある場合、ほかの条例で定める場合を除く)	・猶予期間は1年以内(最大2年以内で延長可) ・原則、担保が必要